大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更 しようとする旨届出があった。

平成25年9月13日

県南広域振興局長 遠 藤 達 雄

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 中道リース株式会社
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 北上鬼柳ショッピングセンター 北上市鬼柳町都鳥190番地2
- (3) 変更しようとする事項
 - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - イ 荷さばき施設の位置及び面積
 - ウ 廃棄物等の保管場所の位置及び容量
 - エ 駐車場の収容台数
 - オ 駐輪場の収容台数
 - カ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - キ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- (4) 変更する年月日 平成26年4月29日
- (5) 変更の理由 施設運営計画の見直しのため
- 2 届出年月日 平成25年8月28日
- 3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び北上市役所